

令和7年度 石川県能登部保健所運営協議会 議事録

日時：令和8年2月12日（木）14：00～15：00

場所：奥能登行政センター42会議室

1. 開会

2. 委員及び保健所職員紹介

3. 委員長選出

4. 議事（事務局から説明）

（1）保健所事業の概要について

- ・感染症対策について
- ・歯と口腔の健康づくり推進について
- ・イベント等における飲食物提供施設について
- ・被災建物の解体における石綿（アスベスト）の飛散防止対策について

（2）保健所運営に係る意見・要望について

（3）その他

- ・能登北部保健福祉センター庁舎建て替えについて（石川県庁厚生政策課）

5. 質疑応答

（1）イベント等における飲食物営業許可について

委員）

コロナ前はイベントで焼きそばやカレーなどの飲食物販売ができていたが、昨年はそういう場合は使用するテントや器具などすべて使用する物を保健所に持ってきて衛生検査を受けてほしいと言われ、とてもそんなことはできず、金銭の徴収ができなかった。結局材料の仕入れなどは寄付に頼ることになった。簡易な調理とはどの程度なのか。衛生検査はすべての機器を持ち込むことまで必要なのか。

事務局）

簡易な調理とは手の込んだものでなく、その場で加熱調理をし、温かいまま提供ができ、その場で食べてもらう物である。

施設については、以前までは臨時飲食店営業届を提出するだけだったが、令和3年の法改正で臨時営業については許可になったため、ご不便をおかけしている。

この時にお願いしているのが許可の施設基準で、具体的には三方を囲えるテント、もしくは衛生的な施設の中であることである。また、食中毒を予防するために手洗

いができる設備、蛇口付き給水タンク40リッター分、排水を受けるためのバケツ等、必要に応じて水がはねないようにするためのシンクのような設備、石鹼・洗剤などである。屋外でやることが前提になっているので、蓋つきのごみ箱（客用ではなく調理用）、また温度管理が必要な物があればクーラーボックスのような物をお願いしている。

以前まではこのような手続きはなかったため、本来ならば法改正の前後に皆様にご説明できる場があればよかったが、何分コロナ禍の時だったため、法改正後まで何もなく、ご迷惑をおかけした。

例えば学園祭などでもクローズなものならばよいが、外部の人の出入りがあると臨時営業の許可をお願いすることになる。ご不便をおかけして申し訳ない。

委員)

すべてを検査してもらわないといけないということか。

事務局)

はい。現状では一度すべてを見せていただくことになる。動き出したばかりの法律なので、今後不都合な点は見直しなども出てくるかもしれないが、現状はその方法しかない。

委員)

現地に来て検査してもらうわけにはいかないのか。

事務局)

時間的に余裕があればお伺いできるが、今年度、特に前半は保健所の事情もあって、持ってきていただくという機会が多かったと思われる。

(2) 新庁舎建設予定地のアクセスについて

委員)

今回の能登半島大震災の経験で思ったことだが、能登北部は道路アクセスが非常に悪く、大規模災害の時には幹線道路が一本しかない。そういった状況ではせっかくの建物が機能しないということにもなる。道路行政はまた別かとは思いますが、その辺とリンクしていただき、ぜひ大規模災害にも十分耐えられる物になってほしい。

厚生政策課)

ありがとうございます。

6. 閉会